

○甘味資源作物交付金交付要綱

[平成19年4月27日付19農畜機第336号]

改正 平成20年1月1日付19農畜機第3785号
平成20年7月23日付20農畜機第1737号
平成22年6月21日付22農畜機第1326号
平成23年9月29日付23農畜機第2795号
平成25年3月27日付24農畜機第5186号
平成27年3月27日付26農畜機第5634号
平成28年2月4日付27農畜機第4768号
平成29年3月21日付28農畜機第6236号
平成30年2月23日付29農畜機第5843号
平成31年3月18日付30農畜機第7428号
平成31年4月26日付31農畜機第800号
令和2年6月11日付2農畜機第1357号
令和3年4月22日付3農畜機第387号
令和3年10月1日付3農畜機第3425号
令和4年6月13日付4農畜機第1430号
令和5年3月23日付4農畜機第6982号
令和6年4月30日付6農畜機第837号
令和7年3月26日付6農畜機第8503号

第1章 総則

第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が行う砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。）第19条の規定に基づく甘味資源作物交付金（てん菜の生産者に対する交付金を除く。以下「交付金」という。）の交付については、価格調整法、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和40年政令第282号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号。以下「価格調整法施行規則」という。）及び独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

第2 定義

- 1 この要綱において「対象甘味資源作物生産者」とは、価格調整法第19条第1項に規定するさとうきびの対象甘味資源作物生産者であって、第3に掲げる要件を満たす者をいう。
- 2 この要綱において「収穫面積」とは、さとうきびの作付面積のうち収穫を行う部分（委託を受けて収穫作業を行うことを約した契約に基づき他の者から収穫作業の委託を受けた面積を含み、委託をして収穫作業をさせることを約した契約に基づき他の者に対して収穫作業を委託した面積を除く。）をいう。
- 3 この要綱において「基幹作業」とは、さとうきびの栽培に関する耕起及び整地、株出管理、植付け、防除、中耕培土又は収穫をいう。
- 4 この要綱において「基幹作業面積」とは、基幹作業に係るさとうきびの作付面積をいう。
- 5 この要綱において「共同利用組織」とは、機械の共同利用その他の方法により基幹作業を共同して行う団体（基幹作業に係る管理者の定めのあるものに限り、法人を除く。）又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第1号に掲げる事業を行う農事組合法人（基幹作業を行う旨の定款の定めがあるものに限る。）であって、その者が行う基幹作業面積の合計が4.5ヘクタール以上であるものをいう。

なお、この場合において、共同利用組織が基幹作業のうち防除を共同して行う場合にあつては、防除作業班を設置しており、防除を効率的かつ効果的に実施するための防除計画を作成していることを要件として、基幹作業面積の合計に防除計画に基づき構成員又は組合員が個人で実施する防除の面積を含めることができるものとする。
- 6 この要綱において「共同利用面積」とは、さとうきびの作付面積のうち、共同利用組織により基幹作業を共同して行った面積（複数の基幹作業を共同して行った場合には、その面積が最大であるいずれかの基幹作業の面積）をいう。
- 7 この要綱において「委託面積」とは、さとうきびの作付面積のうち、基幹作業を委託した面積（複数の基幹作業を委託した場合には、その面積が最大であるいずれかの基幹作業の面積）をいう。

第3 対象甘味資源作物生産者の要件

対象甘味資源作物生産者の要件は、次の（1）から（3）までのいずれにも該当することとする。

- （1）次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

- ア 認定農業者・認定新規就農者
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第13条第1項に規定する認定農業者（基盤強化法第23条第7項の規定により認定農業者とみなされる同条第4項に規定する特定農業法人を除く。）又は同法第14条の5第1項に規定する認定就農者（以下「認定新規就農者」という。）であること。
- イ 特定農業法人・特定農業団体
基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人又は特定農業団体であること。
- ウ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織
委託を受けて農作業を行う組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第3条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限り、法人を除く。）であること。
- エ 収穫面積の合計が1.0ヘクタール以上である生産者
収穫面積の合計が1.0ヘクタール以上である個人又は法人であること。
- オ 収穫面積の合計が4.5ヘクタール以上である協業組織
収穫面積の合計が4.5ヘクタール以上であるさとうきびの栽培を共同して行う団体（栽培に関する基幹的な作業に係る管理者の定めがあり、かつ、その生産したさとうきびの売渡しを当該団体の名義をもって行うものに限り、法人を除く。）であって、さとうきびの生産者を構成員とするものであること。
- カ 基幹作業面積の合計が4.5ヘクタール以上である共同利用組織の構成員又は組合員
共同利用組織の構成員又は組合員であって、さとうきびの作付面積のうち収穫を行う部分の合計に占める共同利用面積の合計の割合（以下「共同利用面積割合」という。）が二分の一以上であること。
なお、この場合において、基幹作業のうち防除を共同して行う共同利用組織の構成員又は組合員にあつては、当該共同利用組織において防除作業班が設置されており、防除を効率的かつ効果的に実施するための防除計画が作成されていることを要件として、基幹作業面積の合計には、防除計画に基づき個人で実施する防除の面積を含めることができるものとする。
- キ 基幹作業を委託している生産者
次の①から⑥までに掲げる者のいずれかに基幹作業を委託している

者であって、その者のさとうきびの作付面積のうち収穫を行う部分の合計に占める委託面積の合計の割合が二分の一以上であること。

- ① アに掲げる認定農業者・認定新規就農者
- ② イに掲げる特定農業法人・特定農業団体
- ③ ウに掲げる特定農業団体と同様の要件を満たす組織
- ④ エに掲げる収穫面積の合計が1.0ヘクタール以上である生産者
- ⑤ オに掲げる収穫面積の合計が4.5ヘクタール以上である協業組織
- ⑥ 委託を受けて農作業を行う者（アからオまでに掲げる者を除き、法人でない団体にあつては、基幹作業に係る管理者の定めのあるものに限る。以下同じ。）であつて、その基幹作業面積が4.5ヘクタール以上であるもの

(2) その者がさとうきびを栽培している地域において、さとうきびの生産に関する中期的な見通し及びその実現に向けた計画が、その者を構成員とする生産者団体等により策定されていること。

(3) 農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、別紙様式第1号の「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」により、自ら点検を行っていること。

第4 事務手続の委任等

- 1 交付金の交付を受けようとするさとうきびの生産者は、本要綱に定める諸手続について、これを自ら行う（以下「個人申請」という。）ほか、農業協同組合等に第6の1に定める別紙様式第2号（A1）の「対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書」（以下「要件審査申請書」という。）の提出以降に発生する諸手続に関する権限を委任して当該農業協同組合等（以下「代理人」という。）を通じて委任した権限に係る手続を行う（以下「代理申請」という。）ことができるものとする。
- 2 1の規定により代理申請を行おうとするさとうきびの生産者（以下「代理申請対象甘味資源作物生産者」という。）は、代理人との委任関係が確認できる書類（参考様式第1-1号の「対象甘味資源作物生産者要件審査申請及び甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状」の写し又は参考様式第1-2号の「甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状」の写し。以下「委任状」という。）を要件審査申請書に添付して、代理人を通じて独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。ただし、代理申請対象甘味資源作物生産

者が要件審査申請書の委任状欄に必要事項を記載等している場合には、委任状の提出を省略することができるものとする。

第5 代理人の届出等

- 1 代理人となる者は、本要綱の定めに従い諸手続を行うことを明らかにした別紙様式第3号の「甘味資源作物交付金に係る代理人届出書」（以下「代理人届出書」という。）を、原則として、毎年5月31日までに理事長に届け出るものとする。
- 2 理事長は、代理人届出書を受理したときは、その届出を行った者を代理人として登録するとともに、当該代理人に対し登録したことを通知するものとする。
- 3 代理人は、1の規定により届け出た代理人届出書の内容に変更があったときは、速やかにその旨を理事長に届け出るものとする。
- 4 理事長は、3の届出を受理したときは、当該代理人の登録内容を補正するものとする。

第2章 対象甘味資源作物生産者要件の審査

第6 対象甘味資源作物生産者の要件の審査申請

- 1 交付金の交付を受けようとするさとうきびの生産者は、原則として、毎年7月1日から9月30日までの間に、要件審査申請書を理事長に提出（代理申請対象甘味資源作物生産者の場合にあっては、代理人を通じて提出）し、対象甘味資源作物生産者の要件を満たしていること又は満たすことが確実と見込まれることの審査を受けなければならないものとする。
- 2 1の要件審査申請書には、別表に定める対象甘味資源作物生産者の要件を満たしていること又は満たすことが確実と見込まれることを証する書類を添付するものとする。
- 3 代理申請対象甘味資源作物生産者が1の規定により行う要件審査申請書の提出は、機構の使用に係る電子計算機と代理人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うこと（以下「電子申請」という。）ができるものとする。この場合において、2の書類の添付は、当該書類及び第10の1の別紙様式第5号の「対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書の取りまとめについて」の内容を記録したファイルを電子申請の際に添付することにより行うことができるものとする。
- 4 理事長は、1の規定による審査をし、要件審査申請書の内容が適当で

あると認めるときは、当該申請を行った生産者を対象甘味資源作物生産者として登録し、対象甘味資源作物生産者ごとに対象生産者コードを付与するとともに、別紙様式第4-1号の「対象甘味資源作物生産者要件審査結果通知書」により、その旨を当該申請を行った対象甘味資源作物生産者に通知するものとする。

- 5 1の規定による審査を受けた対象甘味資源作物生産者のうち、要件を満たすことが確実と見込まれる書類を提出したもの（別表において要件を満たすことが確実と見込まれる書類の該当がなく、同表対象要件充足証明書欄に記載がある者を含む。以下「対象予定生産者」という。）は、第14の2、第20の2、第23の2及び第29の2の規定により、別表に定める対象甘味資源作物生産者の要件を満たしたことを証する書類（以下「対象要件充足証明書類」という。）を、理事長（代理申請対象甘味資源作物生産者にあつては、代理人を通じて）に提出するものとする。
- 6 対象要件充足証明書類の内容を記録したファイルが電子申請により機構に送付されたときは、5に規定する方法により提出が行われたものとみなす。
- 7 1の規定による審査を受けようとする生産者が、その前年度に対象甘味資源作物生産者として登録された者である場合であつて、既に提出した書類の内容に変更がない場合又は変更の内容が軽微な場合は、別表の（備考）に掲げるものについては当該書類の提出を省略できるものとする。

第7 やむを得ない理由による場合の収穫面積、基幹作業面積、共同利用面積又は委託面積についての申出

第3に規定する収穫面積、基幹作業面積、共同利用面積又は委託面積の要件に関して、対象甘味資源作物生産者、共同利用組織又は委託を受けて農作業を行う者（以下「対象甘味資源作物生産者等」という。）の責めによらないやむを得ない理由により、その全部又は一部について収穫作業又は基幹作業を行うことができなかつた場合には、それぞれ、当該面積を収穫面積、基幹作業面積、共同利用面積又は委託面積に含めることができるものとする。この場合、対象甘味資源作物生産者等は、別紙様式第32号の「対象甘味資源作物生産者要件に係る申出書」に、申出に係る事実を証する書類を添えて理事長（代理申請対象甘味資源作物生産者にあつては、代理人を通じて）に申し出るものとする。

第8 農業経営の承継

- 1 相続等の事由により、対象甘味資源作物生産者の農業経営の全部又は一部を承継した者（以下「承継者」という。）は、当該経営が引き続き対象甘味資源作物生産者の要件を満たす場合に限り、その承継した経営に係る交付金の交付を受けることができるものとする。
- 2 1の規定により、対象甘味資源作物生産者から承継した農業経営に係る交付金の交付を受けようとする承継者は、別紙様式第33号の「対象甘味資源作物生産者の農業経営の承継に係る届出書」に、要件審査申請書と農業経営を承継したことを明らかにする書類を添えて理事長（代理申請対象甘味資源作物生産者にあつては、代理人を通じて）に届け出るものとする。
- 3 第6の3の規定は、2の届出について準用する。この場合において、第6の3の規定中「2の書類」とあるのは、「農業経営を承継したことを明らかにする書類」と読み替えるものとする。
- 4 理事長は、2の届出を受理し、届出内容が適正であると認めるときは、農業経営を移譲した対象甘味資源作物生産者及び承継者について必要な補正等を行い、別紙様式第4-1号の「対象甘味資源作物生産者要件審査結果通知書」により、新規に対象生産者コードを付与した承継者に、別紙様式第4-2号の「対象甘味資源作物生産者要件審査結果通知書」により、その旨を当該農業経営を移譲した対象甘味資源作物生産者（死亡した者を除く。）に通知するものとする。

第9 要件審査申請書の補正

- 1 対象甘味資源作物生産者は、提出した要件審査申請書の内容に変更が生じたときは、要件審査申請書の該当部分を修正して、速やかに理事長（代理申請対象甘味資源作物生産者にあつては、代理人を通じて理事長）に届け出るものとする。
- 2 第6の3の規定は、1の届出について準用する。この場合において、第6の3の規定中「2の書類」とあるのは、「第10の3の別紙様式第5号の「対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書の取りまとめについて」と、「当該書類及び第10の1の別紙様式第5号の「対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書の取りまとめについて」とあるのは、「当該書類」と読み替えるものとする。
- 3 理事長は、1の届出を受理し、補正内容が適正であると認めるときは、当該対象甘味資源作物生産者の登録内容を補正するものとする。

第10 代理人による要件審査申請の取りまとめ

- 1 代理人は、代理申請対象甘味資源作物生産者から委任を受けて第6の1又は第8の2に掲げる要件審査申請書及びその添付書類を理事長に提出するときは、当該書類を確認した後、当該書類に別紙様式第5号の「対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書の取りまとめについて」を添付するものとする。
- 2 理事長は、第6の4又は第8の4の規定により代理申請対象甘味資源作物生産者に対して対象生産者コードを付与した際には、別紙様式第6-1号の「対象甘味資源作物生産者要件審査結果通知書(代理申請用)」及び別紙様式第6-2号の「対象甘味資源作物生産者の対象生産者コードについて(製造事業者用)」により、その旨を代理人等に通知するものとする。
- 3 代理人は、代理申請対象甘味資源作物生産者から委任を受けて第9の1に規定する要件審査申請書の補正の届出を行うときは、当該届出に係る書類を確認した後、当該書類に別紙様式第5号の「対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書の取りまとめについて」を添付するものとする。
- 4 理事長は、第9の3の規定により登録内容を補正し、代理人又は価格調整法第21条に規定する対象国内産糖製造事業者(以下「製造事業者」という。)を追加した際には、その内容に応じ、2に準じてその旨を代理人等に通知するものとする。

第3章 交付金の交付申請

第11 交付金の金額

- 1 機構が交付する交付金の金額は、第6の4の通知を受けた対象甘味資源作物生産者ごとに、価格調整法第20条第2項の規定により定められる糖度別の交付金の単価(以下「交付金単価」という。)に、当該対象甘味資源作物生産者が生産し、価格調整法施行規則第21条に規定する売渡しの期間内に製造事業者に売り渡した甘味資源作物の糖度別の数量に相当する数を乗じて得た金額を合算した金額とする。
- 2 1の甘味資源作物の糖度の検査方法は、理事長が別に定める方法に基づき製造事業者が実施する糖度検査とする。

第12 交付金の交付申請

交付金の交付を受けようとする対象甘味資源作物生産者は、製造事業者への売渡しの日から3月以内に、理事長に対し、交付金の交付申請をしない

ければならないものとする。

第13 交付金の交付申請の方法

交付金の交付を受けようとする対象甘味資源作物生産者は、理事長に対して、原則として、製造事業者への売渡し完了後に交付金の交付申請を行うこと（以下「一括交付申請」という。）とする。

ただし、製造事業者への売渡しが複数回にわたり行われる場合その他の場合には、甘味資源作物の売渡し完了前においても、理事長が別に定める申請日までに売り渡された甘味資源作物について理事長に対し交付金の交付申請を行うこと（以下「概算払請求」という。）ができるものとする。この場合、理事長は、交付決定額の9割を限度として、交付金の概算払をするものとする。

第1節 個人申請による交付申請手続

第14 一括交付申請による交付金の交付申請

- 1 一括交付申請により交付申請を行う対象甘味資源作物生産者は、甘味資源作物を売り渡した製造事業者ごとに甘味資源作物の糖度別の売渡数量等を明らかにした別紙様式第7号の「甘味資源作物交付金交付申請及び支払請求書」を作成し、理事長に提出するものとする。
- 2 1の甘味資源作物交付金交付申請及び支払請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 当該交付申請に係る売渡伝票の写し（甘味資源作物の売渡しを受けた製造事業者が発行したものであって、氏名、対象生産者コード、売渡日、甘味資源作物の糖度別の売渡数量、伝票番号が記載されたものに限る。以下同じ。）
 - (2) 対象要件充足証明書類（対象予定生産者に限る。）
- 3 1の請求をした対象甘味資源作物生産者が第3の(1)のカ又はキの⑤若しくは⑥に該当する場合であって、共同利用組織、協業組織又は委託を受けて農作業を行う者が第29の1及び2に基づき第29の2の(3)に規定する対象要件充足証明書類（当該対象甘味資源作物生産者が対象予定生産者に含まれるものに限る。）を既に提出し、又は確実に提出すると見込まれるときは、2の規定にかかわらず、2の(2)に規定する書類の添付を省略することができるものとする。

第15 一括交付申請に係る交付金の交付決定等

- 1 理事長は、第14の1の交付申請を受けたときは、当該交付申請を行っ

た対象甘味資源作物生産者が甘味資源作物を売り渡した製造事業者から、国内産糖交付金交付要綱（平成12年9月29日付け12農畜団第1473号）第10に定める甘味資源作物売渡報告書（さとうきび）（以下「甘味資源作物売渡報告書」という。）が提出されていることを確認した後、当該交付申請に係る交付申請及び支払請求書の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付金の交付決定を行うものとする。

- 2 理事長は、1の交付決定を行ったときは、別紙様式第8号の「甘味資源作物交付金交付決定及び支払通知書（個人申請用）」及び別紙様式第9号の「甘味資源作物交付金交付決定詳細表（個人申請用）」により、その旨を当該交付申請を行った対象甘味資源作物生産者に通知するとともに、交付金を交付するものとする。

第16 概算払請求による交付金の交付申請

概算払請求により交付申請を行う対象甘味資源作物生産者は、理事長が別に定める交付申請日までに、当該交付申請に係る甘味資源作物を売り渡した製造事業者ごとに当該甘味資源作物の糖度別の売渡数量等を明らかにした別紙様式第10号の「甘味資源作物交付金交付申請及び概算払請求書（個人申請用）」を作成し、当該甘味資源作物に係る売渡伝票の写しを添付して理事長に提出するものとする。

第17 概算払請求に係る交付金の交付決定等

- 1 理事長は、第16の交付申請を受けたときは、当該交付申請に係る交付申請及び概算払請求書の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付金の交付決定を行うものとする。
- 2 理事長は、1の交付決定を行ったときは、別紙様式第11号の「甘味資源作物交付金交付決定及び概算払通知書（個人申請用）」及び別紙様式第9号の「甘味資源作物交付金交付決定詳細表（個人申請用）」により、その旨を当該交付申請を行った対象甘味資源作物生産者に通知するとともに、交付金の概算払を行うものとする。

第18 交付決定の変更申請

- 1 対象甘味資源作物生産者は、交付金の交付決定を受けた後、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに別紙様式第12号の「甘味資源作物交付金交付申請書【変更】（個人申請用）」を理事長に提出するものとする。
- 2 1の甘味資源作物交付金交付申請書【変更】（個人申請用）には、変

更内容を証する売渡伝票の写しを添付するものとする。

第19 交付決定の変更等

- 1 理事長は、第18の1の変更申請を受けたときは、当該甘味資源作物交付金交付申請書【変更】（個人申請用）の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付決定の変更を行うものとする。
- 2 理事長は、1の交付決定の変更を行ったときは、別紙様式第13号の「甘味資源作物交付金交付決定通知書【変更】（個人申請用）」により、その旨を当該変更申請を行った対象甘味資源作物生産者に通知するとともに、変更後の交付金の額と既に交付した交付金の額との差額の交付又は返還の請求を行うものとする。

第20 概算払請求に係る交付金の精算払請求

- 1 交付金の概算払を受けた対象甘味資源作物生産者は、甘味資源作物を売り渡した製造事業者が甘味資源作物の買入れを完了した日又は当該砂糖年度における最後の交付決定を受けた日のいずれか遅い日から起算して1月以内に、交付決定がされた全ての交付申請に係る甘味資源作物の数量等を取りまとめた別紙様式第14号の「甘味資源作物売渡完了報告及び精算払請求書（個人申請用）」を理事長に提出することにより、交付決定額と既に概算払を受けた額の差額の支払を請求するものとする。
- 2 1の甘味資源作物売渡完了報告及び精算払請求書(個人申請用)には、対象要件充足証明書類（対象予定生産者に限る。）を添付するものとする。ただし、1の請求をした対象甘味資源作物生産者が第3の（1）のカ又はキの⑤若しくは⑥に該当する場合であって、共同利用組織、協業組織又は委託を受けて農作業を行う者が第29の1及び2に基づき第29の2の（3）に規定する対象要件充足証明書類（当該対象甘味資源作物生産者が対象予定生産者に含まれるものに限る。）を既に提出し、又は確実に提出すると見込まれるときは、この限りではない。

第21 概算払請求に係る交付金の精算払等

理事長は、第20の1の精算払請求を受けたときは、当該請求に係る請求書の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付決定額を確定し、別紙様式第15号の「甘味資源作物交付金交付額確定及び精算払通知書（個人申請用）」により、その旨を当該請求を行った対象甘味資源作物生産者に通知するとともに、交付金の精算払を行うものとする。

第2節 代理申請による交付申請手続

第22 交付金の交付申請計画

- 1 代理人は、交付金の交付申請を行う日及び各交付申請に係る甘味資源作物の売渡期間を明らかにした別紙様式第16-1号の「甘味資源作物交付金交付申請計画書」（以下「交付申請計画書」という。）を、最初の交付申請を行う日の10日前までに理事長に提出するものとする。
- 2 代理人は、1の交付申請計画書の内容に、次の各号の変更が生じたときは、速やかに別紙様式第16-2号の「甘味資源作物交付金交付申請計画書（変更）」（以下「交付申請計画書（変更）」という。）を理事長に提出するものとする。
 - （1）交付申請日の追加又はあらかじめ届け出た最後の交付申請日の削除
 - （2）平均買入糖度があらかじめ届け出た平均糖度を超える変更
 - （3）買入予定数量があらかじめ届け出た数量を超える変更
 - （4）買入予定数量があらかじめ届け出た数量の20%を超えて減少する変更
- 3 1の交付申請計画書及び2の交付申請計画書（変更）には、当該製造事業者が策定した月別の買入予定数量を明らかにした操業計画書を添付するものとする。ただし、操業計画書に変更がない場合は、省略できるものとする。

第23 一括交付申請による交付金の交付申請

- 1 一括交付申請により交付申請を行う代理人は、代理申請対象甘味資源作物生産者が甘味資源作物を売り渡した製造事業者ごとに甘味資源作物の売渡数量等を明らかにした別紙様式第17号の「甘味資源作物交付金交付申請及び支払請求書」（以下「交付申請及び支払請求書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。
- 2 交付申請及び支払請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - （1）当該交付申請に係る売渡期間に売り渡した代理申請対象甘味資源作物生産者別の甘味資源作物の糖度別の売渡数量等を明らかにした別紙様式第18号の「甘味資源作物交付金交付申請詳細表」
 - （2）製造事業者が当該交付申請に係る売渡期間に売渡しを受けた甘味資源作物の売渡数量の合計とその内訳を証した別紙様式第19号の「甘味資源作物売渡証明書」
 - （3）当該交付申請に係る売渡伝票の写し又はこれに準ずる書類
 - （4）対象要件充足証明書類（代理申請対象甘味資源作物生産者が対象

予定生産者である場合に限る。)

第24 一括交付申請に係る交付金の交付決定等

- 1 理事長は、第23の1の交付申請を受けたときは、当該交付申請に係る代理申請対象甘味資源作物生産者が甘味資源作物を売り渡した製造事業者から、甘味資源作物売渡報告書が提出されていることを確認した後、当該交付申請に係る交付申請及び支払請求書の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付金の交付決定を行うものとする。
- 2 理事長は、1の交付決定を行ったときは、別紙様式第20号の「甘味資源作物交付金交付決定及び支払通知書」及び別紙様式第21号の「甘味資源作物交付金交付決定詳細表」により、その旨を当該交付申請を行った代理人に通知するとともに、交付金を交付するものとする。

第25 概算払請求による交付金の交付申請

- 1 概算払請求により交付申請を行う代理人は、理事長が別に定める交付申請日までに、甘味資源作物を売り渡した製造事業者ごとに、委任を受けた全ての代理申請対象甘味資源作物生産者の甘味資源作物の売渡数量等を取りまとめた別紙様式第22号の「甘味資源作物交付金交付申請及び概算払請求書」（以下「交付申請及び概算払請求書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。
- 2 交付申請及び概算払請求書には、第23の2の(1)から(3)までに掲げる書類を添付するものとする。

第26 概算払請求に係る交付金の交付決定等

- 1 理事長は、第25の1の交付申請を受けたときは、当該交付申請に係る交付申請及び概算払請求書の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付金の交付決定を行うものとする。
- 2 理事長は、1の交付決定を行ったときは、別紙様式第23号の「甘味資源作物交付金交付決定及び概算払通知書」及び別紙様式第21号の「甘味資源作物交付金交付決定詳細表」により、その旨を当該交付申請を行った代理人に通知するとともに、交付金の概算払を行うものとする。

第27 交付決定の変更申請

- 1 代理人は、交付金の交付決定を受けた後、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに別紙様式第24-1号の「甘味資源作物交付金交付申請書(変更)」を理事長に提出するものとする。

2 1の甘味資源作物交付金交付申請書(変更)には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、売渡対象期間、売渡生産者数、売渡件数及び売渡数量に変更がないときは、(2)の添付を省略することができるものとする。

(1) 変更が生じた代理申請対象甘味資源作物生産者の変更内容を明らかにした別紙様式第24-2号の「甘味資源作物交付金交付申請(変更)詳細表」

(2) 変更内容を証した別紙様式第19号の「甘味資源作物売渡証明書」

(3) 変更申請に係る売渡伝票の写し又はこれに準ずる書類

第28 交付決定の変更等

1 理事長は、第27の1の変更申請を受けたときは、当該甘味資源作物交付金交付申請書(変更)の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付決定の変更を行うものとする。

2 理事長は、1の交付決定の変更を行ったときは、別紙様式第25-1号の「甘味資源作物交付金交付決定通知書(変更)」及び別紙様式第25-2号の「甘味資源作物交付金交付決定(変更)詳細表」により、その旨を当該変更申請を行った代理人に通知するとともに、変更後の交付金の額と既に交付した交付金の額との差額の交付又は返還の請求を行うものとする。

第29 概算払請求に係る交付金の精算払請求

1 交付金の概算払を受けた代理人は、代理申請対象甘味資源作物生産者が甘味資源作物を売り渡した製造事業者が甘味資源作物の買入れを完了した日又は当該砂糖年度における最後の交付決定を受けた日のいずれか遅い日から起算して1月以内に、交付決定がされた全ての交付申請に係る甘味資源作物の糖度別の売渡数量等を取りまとめた別紙様式第26-1号の「甘味資源作物売渡完了報告及び精算払請求書」を理事長に提出することにより、交付決定額と既に概算払を受けた額の差額の支払を請求するものとする。

2 1の甘味資源作物売渡完了報告及び精算払請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 理事長が通知した通知番号ごとに代理申請対象甘味資源作物生産者別の甘味資源作物の糖度別の数量等を明らかにした別紙様式第26-2号の「甘味資源作物売渡完了報告及び精算払請求詳細表」

(2) 代理申請対象甘味資源作物生産者別の精算払請求額等を明らかに

した別紙様式第26－3号の「対象生産者別甘味資源作物交付金請求額一覧表」

- (3) 対象要件充足証明書類（代理申請対象甘味資源作物生産者が対象予定生産者である場合又は第14の3若しくは第20の2ただし書に規定する場合に限る。）

第30 概算払請求に係る交付金の精算払等

理事長は、第29の1の精算払請求を受けたときは、当該甘味資源作物売渡完了報告及び精算払請求書の内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付決定額を確定し、別紙様式第27－1号の「甘味資源作物交付金交付額確定及び精算払通知書」、別紙様式第27－2号の「甘味資源作物交付金交付額確定及び精算払通知詳細表」及び別紙様式第27－3号の「対象生産者別甘味資源作物交付金通知額一覧表」により、その旨を当該請求を行った代理人に通知するとともに、交付金の精算払を行うものとする。

第31 交付金の支払完了報告

代理人は、代理申請対象甘味資源作物生産者に係る交付金を代理受領し、当該代理申請対象甘味資源作物生産者に対する支払を完了したときは、機構が精算払をした日から起算して20日以内に別紙様式第28号の「甘味資源作物交付金支払完了報告書」に交付金を支払ったことを証する書類を添付して理事長に提出するものとする。

第32 交付金の交付額通知

理事長は、交付金の交付手続完了後、別紙様式第29号の「甘味資源作物交付金交付通知書」により、当年産に係る交付金額等を代理申請対象甘味資源作物生産者に通知するものとする。

第4章 雑則

第33 提出書類の提出先

本要綱の規定により理事長に提出する書類については、鹿児島県は機構の鹿児島事務所、沖縄県は那覇事務所を経由するものとする。

第34 交付金の返還等

- 1 理事長は、対象甘味資源作物生産者及び代理人が偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたときは、当該対象甘味資源作物生産者及

- び当該代理人に対し交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。
- 2 理事長は、1の規定により交付金を返還させるときは、その金額を記載した書面により、その旨を当該対象甘味資源作物生産者及び代理人に通知するものとする。

第35 農業共済

農林水産省が定める畑作物共済引受要綱（平成30年7月27日付け30経営第1044号農林水産省経営局長通知）第2章第1節第5の4の（2）及び第13の3に基づく照会については、理事長が別に定める。

第36 報告及び調査

理事長は、この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な限度において、交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくは本要綱に係る事務手続の委任を受けた代理人若しくはこれらの者からその生産した甘味資源作物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又は機構の職員にこれらの者の帳簿その他の物件を調査させることができるものとする。

第37 申請書類等の文書保存期間

- 1 対象甘味資源作物生産者及び代理人は、交付金の交付申請に係る書類及び交付に係る書類（電磁的方法により行われたものを含む。）を、交付金の交付を受けた砂糖年度の翌砂糖年度から起算して5年間保存しなければならないものとする。
- 2 対象甘味資源作物生産者は、第3の（3）に規定する点検に使用した別紙様式第1号の「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」は当年産の売渡し終了後から起算して2年間保存するものとする。

第38 実施細則

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項については理事長が別に定める。

附 則（平成19年4月27日付19農畜機第336号）

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則（平成20年 1 月 1 日付19農畜機第3785号）

この要綱の改正は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 7 月23日付20農畜機第1737号）

- 1 この要綱の改正は、平成20年 7 月23日から施行する。
- 2 改正後の別紙様式第 2 号は平成21年産から適用し、平成20年産に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月21日付22農畜機第1326号）

- 1 この要綱の改正は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 ただし、平成22年産に係る要件の審査申請については、この通知による改正前の要綱の規定にかかわらず、この通知による改正後の要綱第 6 の 1 及び 2 の規定に基づく要件の審査申請の例によるものとし、これによる要件の審査申請については、この通知による要綱の改正の施行後において改正後の要綱第 6 の 1 及び 2 の規定に基づく要件の審査申請があったものとみなすものとする。

附 則（平成23年9月29日付23農畜機第2795号）

- 1 この要綱の改正は、平成23年9月29日から施行する。
- 2 ただし、平成23年産に係る要件の審査申請については、この通知による改正前の要綱の規定にかかわらず、この通知による改正後の要綱第 6 の 1 及び 2 の規定に基づく要件の審査申請があったものとみなすものとする。

附 則（平成25年 3 月27日付24農畜機第5186号）

この要綱の改正は、平成25年 4 月1日から施行する。

附 則（平成27年 3 月27日付26農畜機第5634号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱第 3 の規定、別表及び別紙様式第 2 号は、平成27年10月 1 日以後に収穫されるさとうきびについて適用し、同日前に収穫されるさとうきびについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年 2 月 4 日付27農畜機第4768号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、本則以外の改正規定(第 1 章第 2 の 5 を除く本則の規定の改正に伴うものを除く。)は、平成28年 2 月 4 日から施行する。

2 改正後の第1章第2の5を除く本則の規定（この規定の改正に伴い改正される本則以外の規定を含む。）は、平成28年10月1日以後に収穫されるさとうきびについて適用し、同日前に収穫されるさとうきびについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月21日付28農畜機第6236号）

この要綱の改正は、平成29年3月21日から施行する。ただし、本則以外の改正規定は、平成29年10月1日以後に収穫されるさとうきびについて適用し、同日前に収穫されるさとうきびについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月23日付29農畜機第5843号）

この要綱の改正は、平成30年2月23日から施行する。ただし、本則以外の改正規定は、平成30年10月1日以後に収穫されるさとうきびについて適用し、同日前に収穫されるさとうきびについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月18日付30農畜機第7428号）

この要綱の改正は、平成31年3月18日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成31年10月1日以後に収穫されるさとうきびについて適用し、同日前に収穫されるさとうきびについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月26日付31農畜機第800号）

この要綱の改正は、令和元年5月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成31年10月1日以後に収穫されるさとうきびについて適用し、同日前に収穫されるさとうきびについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月11日付2農畜機第1357号）

この要綱の改正は、令和2年6月11日から施行する。ただし、別紙様式第2号の改正は、令和2年10月1日以後に収穫されるさとうきびについて適用し、同日前に収穫されるさとうきびについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月22日付3農畜機第387号）

この要綱の改正は、令和3年4月22日から施行する。

附 則（令和3年10月1日付3農畜機第3425号）

この要綱の改正は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年6月13日付4農畜機第1430号）

この要綱の改正は、令和4年6月13日から施行する。

附 則（令和5年3月23日付4農畜機第6982号）

この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和5年10月1日以後に収穫されるさとうきびについて適用し、同日前に収穫されるさとうきびについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月30日付6農畜機第837号）

この要綱の改正は、令和6年5月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和6年10月1日以後に収穫されるさとうきびについて適用し、同日前に収穫されるさとうきびについては、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日付6農畜機第8503号）

この要綱の改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和7年10月1日以後に収穫されるさとうきびについて適用し、同日前に収穫されるさとうきびについては、なお従前の例による。

別表(第6の2、5及び7関係)

対象甘味資源作物生産者の要件	対象甘味資源作物生産者の要件を満たしていることを証する書類	対象甘味資源作物生産者の要件を満たすことが確実と見込まれることを証する書類	対象要件充足証明書類
アの「認定農業者・認定新規就農者」(A-1①)	農業経営改善計画認定書の写し若しくは青年等就農計画認定書の写し又はこれらに準ずるものとして機構が認める市町村長が証明する書面(※)	—	—
イの「特定農業法人又は特定農業団体」(A-1②)	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定農用地利用規程認定書の写し又はこれに準ずるものとして機構が認める市町村長が証明する書面(※) 2 特定農用地利用規程の写し(※) 3 構成員の一覧表(特定農業団体に限る。)(※) 		
ウの「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」(A-1③)	<ol style="list-style-type: none"> 1 定款又は規約の写し(※) 2 地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていることを証する書類 3 構成員の一覧表(※) 4 事業計画書及び収支予算書(申請初年度に限る。) 5 収支決算書(直近の収支決算書) 		
エの「収穫面積の合計が1ヘクタール以上である生産者」(A-2④)	収穫に係る作業受委託契約書(参考様式第2号の「さとうきび作業受委託契約書」)の写し(当該生産者の作付面積のうち自らが収穫を行う部分の合計が1ヘクタール未満の生産者であって、収穫に係る作業受委託契約を行った者に限る。)	—	<p>委託申込みを受けた収穫作業の実施を証するものとして、次のいずれか以上の書類(当該生産者の作付面積のうち自らが収穫を行う部分の合計が1ヘクタール未満の生産者であって、収穫に係る作業受委託契約書の写しを提出していないものに限る。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収穫に係る作業受委託契約書(参考様式第2号の「さとうきび作業受委託契約書」)の写し(基幹作業の受委託契約を行った者に限る。) 2 収穫に係る受託作業の実施証明書(参考様式第3号の「基

対象甘味資源作物生産者の要件	対象甘味資源作物生産者の要件を満たしていることを証する書類	対象甘味資源作物生産者の要件を満たすことが確実と見込まれることを証する書類	対象要件充足証明書類
			幹作業実施証明書（さとうきび）」の写し 3 作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書（参考様式第7号の「基幹作業実施報告証明書（さとうきび）」）
オの「収穫面積の合計が4.5ヘクタール以上である協業組織」（A-2⑤）	1 協業組織の規約の写し（※） 2 構成員の一覧表（※） 3 栽培に関する基幹的な作業に係る管理者の定めがあることを証する書類（参考様式第4号の「さとうきびの基幹作業に係る管理者（オペレーター）を定める書類」。1の規約上に管理者についての定めがない場合に限る。）（※） 4 事業計画書及び収支予算書（申請初年度に限る。） 5 収支決算書（直近の収支決算書） 6 収穫に係る作業受委託契約書（参考様式第2号の「さとうきび作業受委託契約書」）の写し（当該協業組織の作付面積のうち自らが収穫を行う部分の合計が4.5ヘクタール未満の協業組織であって、収穫作業の受委託契約を行った者に限る。）	1 同左 2 同左 3 同左 4 同左 5 同左	委託申込みを受けた収穫作業の実施を証するものとして、次のいずれか一以上の書類（当該協業組織の作付面積のうち自らが収穫を行う部分の合計が4.5ヘクタール未満の協業組織であって、収穫に係る作業受委託契約書の写しを提出していないものに限る。） 1 収穫に係る作業受委託契約書（参考様式第2号の「さとうきび作業受委託契約書」）の写し（基幹作業の受委託契約を行った者に限る。） 2 収穫に係る受託作業の実施証明書（参考様式第3号の「基幹作業実施証明書（さとうきび）」の写し 3 作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書（参考様式第7号の「基幹作業実施報告証明書（さとうきび）」）
カの「基幹作業面積の合計が4.5ヘクタール以上である	1 共同利用組織の実施した基幹作業面積を証するものとして、次のいずれかの書類 (1) 共同利用組織の基幹作業実施証明書（参考様式第	1 共同利用組織の基幹作業予定面積を証するものとして、次のいずれかの書類 (1) 共同利用組織の基幹作業予定面積証明書（参考様	共同利用組織の実施した基幹作業面積を証するものとして、次のいずれかの書類

対象甘味資源作物生産者の要件	対象甘味資源作物生産者の要件を満たしていることを証する書類	対象甘味資源作物生産者の要件を満たすことが确实と見込まれることを証する書類	対象要件充足証明書類
<p>共同利用組織の構成員又は組合員」 (A-3⑥)</p>	<p>5-2号の「基幹作業実施証明書(さとうきび)」 (2) 作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書(参考様式第7号の「基幹作業実施報告証明書(さとうきび)」)</p> <p>2 共同利用組織の規約又は定款の写し(※) 3 構成員の一覧表(※) 4 栽培に関する基幹作業(防除を除く。)に係る管理者の定めがあることを証する書類(参考様式第4号の「さとうきびの基幹作業に係る管理者(オペレーター)を定める書類」。2の規約上に管理者についての定めがない場合に限り、農事組合法人を除く。)(※) 5 別紙様式第30号の「共同利用組織防除計画書」(防除を行う共同利用組織の構成員及び組合員に限る。) 6 別紙様式第31号の「共同利用組織防除計画参加者名簿」(防除を行う共同利用組織の構成員及び組合員に限る。)</p>	<p>式第5-1号の「基幹作業予定面積証明書(さとうきび)」 (2) 作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する作業受委託申込報告書(参考様式第6号の「基幹作業実施申込報告書(さとうきび)」)</p> <p>2 同左 3 同左 4 同左</p> <p>5 同左 6 同左</p>	<p>1 共同利用組織の基幹作業実施証明書(参考様式第5-2号の「基幹作業実施証明書(さとうきび)」) 2 作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書(参考様式第7号の「基幹作業実施報告証明書(さとうきび)」)</p>
<p>キの「基幹作業を委託している者」のうち要綱3の(1)のキの①から⑤までに掲げる者のいずれかに基幹作業を委託しているもの (A-4⑦～⑩)</p>	<p>1 受託者の農業経営改善計画認定書の写し若しくは青年等就農計画認定書の写し又はこれらに準ずるものとして機構が認める市町村長が証明する書面(さとうきびを作付けしていない認定農業者又は認定新規就農者へ委託する場合に限る。)(※) 2 受委託契約又は委託申込みをした基幹作業の実施を証するものとして、次のいずれか一以上の書類 (1) 基幹作業受委託契約書(参考様式第2号の「さとうきび作業受委託契約書」)の写し (2) 委託した基幹作業の実施証明書(参考様式第3号の「基幹作業実施証明書(さとうきび)」)の写し (3) 受託者の基幹作業実施証明書(参考様式第5-2</p>	<p>1 同左</p>	<p>委託申込みをした基幹作業の実施を証するものとして、次のいずれか一以上の書類 1 委託した基幹作業の作業受委託契約書(参考様式第2号の「さとうきび作業受委託契約書」)の写し(基幹作業の受委託契約を行った者に限る。) 2 委託した基幹作業の実施証明書(参考様式第3号の「基幹作業実施証明書(さとうきび)」)の写し 3 受託者の基幹作業実施証明</p>

対象甘味資源作物生産者の要件	対象甘味資源作物生産者の要件を満たしていることを証する書類	対象甘味資源作物生産者の要件を満たすことが確実に見込まれることを証する書類	対象要件充足証明書類
	号の「基幹作業実施証明書（さとうきび）」 (4) 作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書(参考様式第7号の「基幹作業実施報告証明書（さとうきび）」)		書(参考様式第5-2号の「基幹作業実施証明書（さとうきび）」) 4 作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書(参考様式第7号の「基幹作業実施報告証明書（さとうきび）」)
キの「基幹作業を委託している者」のうち要綱3の(1)のキの⑥に掲げる者に基幹作業を委託しているもの(A-4⑫)	1 委託申込みをした基幹作業の実施及び受託者の実施した基幹作業面積を証するものとして、次のいずれかー以上の書類 (1) 委託した基幹作業の基幹作業受委託契約書(参考様式第2号の「さとうきび作業受委託契約書」)の写し (2) 委託した基幹作業の実施証明書(参考様式第3号の「基幹作業実施証明書（さとうきび）」)の写し (3) 受託者の基幹作業実施証明書(参考様式第5-2号の「基幹作業実施証明書（さとうきび）」) (4) 作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書(参考様式第7号の「基幹作業実施報告証明書（さとうきび）」) 2 栽培に関する基幹的な作業に係る管理者の定めがあることを証する書類(参考様式第4号の「さとうきびの基幹作業に係る管理者(オペレーター)を定める書類」。法人を除く。) (※)	1 受託者の基幹作業予定面積を証するものとして、次のいずれかの書類 (1) 受託者の基幹作業予定面積証明書(参考様式第5-1号の「基幹作業予定面積証明書（さとうきび）」) (2) 作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する作業受委託申込報告書(参考様式第6号の「基幹作業実施申込報告書（さとうきび）」) 2 同左	委託申込みをした基幹作業の実施及び受託者の実施した基幹作業面積を証するものとして、次のいずれかー以上の書類 1 委託した基幹作業の基幹作業受委託契約書(参考様式第2号の「さとうきび作業受委託契約書」)の写し 2 委託した基幹作業の実施証明書(参考様式第3号の「基幹作業実施証明書（さとうきび）」)の写し 3 受託者の基幹作業実施証明書(参考様式第5-2号の「基幹作業実施証明書（さとうきび）」) 4 作業受委託申込みの仲介等を行う農協等が発行する受委託作業実施証明書(参考様式第7号の「基幹作業実施報告証明書（さとうきび）」)
(備考) 要綱第6の7の既に提出した書類の内容に変更がない場合、又は変更の内容が軽微な場合に提出が省略できる添付書類は(※)の書類に限るものとする。			